

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設大規模改修工事（建築・追加工事その2）
2 施 行 場 所	中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	スパンクリート開口補強工事 建具改修工事 床補修工事 屋上防水下地工事 救助袋設置工事
5 工 期	令和5年8月31日まで
6 契 約 金 額	57,200,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年7月3日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区晴海一丁目8番8号トリトンスクエアW棟 クリスタルジャパン・松井リフォーム建設共同企業体 （代表者）株式会社クリスタルジャパン 代表取締役 浦木 太郎
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設大規模改修工事(建築工事)がクリスタルジャパン・松井リフォーム建設共同企業体にて施工中である。</p> <p>本工事施工に際して、設計時に想定できなかった箇所において、次の追加工事が必要となった。</p> <p>(1) スパンクリート開口補強工事 (2) 建具改修工事 (3) 床補修工事 (4) 断熱材撤去工事 (5) 屋上防水下地工事 (6) 救助袋設置工事</p> <p>施工上、同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効である。さらに、経費についても概ね24.96%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号